

成年年齢引き下げ後の成人式について

■成年年齢の引き下げについて

民法の改正により、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられます。
市では、民法改正の動きに併せて成人式の実施方法を検討してきました。



■令和5年以降の成人式について

- ・対象年齢はこれまでどおり、「20歳」になる方を対象とします。
- ・式典名称は「滝川市はたちのつどい（仮称）」に変更します。
- ・開催日はこれまでどおり、「成人の日の前日」とします。（※令和5年の開催日は1月8日となります）

※対象年齢を20歳とする主な理由

- ① 18歳を対象とした場合、大学受験や就職準備時期と重なり、本人や家庭の負担が大きく、式典に出席できない方が多くなると予想されるため。
- ② 飲酒や喫煙等の年齢制限は20歳のままであることから、法律上の制限がなくなる年齢を対象とすることが望ましいと考えるため。

問合せ先 社会教育課 Tel.28-8046

後期高齢者医療制度のお知らせ

■保険料の納め方は？

「年金引き去り（特別徴収）」と「納入通知書・口座振替によるお支払い（普通徴収）」の2つがあります。
令和3年度の1年間の保険料は、6月中旬に送付する「保険料額決定通知書」でお知らせします。

▶年金引き去り（特別徴収）の方

令和2年度中に年金引き去りで納めた方は、原則、令和3年2月と同額を4・6・8月に引き去ります。

▶年金引き去り以外（普通徴収）の方

- ・令和3年度も納入通知書または口座振替で納めてください。
- ・令和2年度中に後期高齢者医療制度に加入し、年金を受給している方の令和3年度の納め方は、加入した期間ごとに異なるため、4月以降にお送りする保険料の通知書でご確認ください。

納入通知書でお支払い中の方は口座振替に変更できます

納付には、安心して確実に口座振替をご利用ください。納期の末日に預金口座から引き去りになります。お申し出の際には「本人の後期高齢者医療被保険者証」「預金通帳」「お届け印」が必要です。

※自分の納め方がわからないなど、保険料について不明な点がある方は、保険医療課（市役所1階）6番窓口まで気軽にお問い合わせください。

■保険料の納め忘れはありませんか

今まで年金引き去り（特別徴収）だった方でも、納入通知書によるお支払いに変更となっている場合があります。今一度、お手元に未払いの納付書が残っていないかを確認し、納め忘れのないようご注意ください。

■新型コロナウイルス感染症にかかる減免制度について、申請漏れはありませんか？

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の状況に当てはまる方は保険料の減免を受けられる場合があります。申請期限は令和3年3月31日です。詳しい条件については保険医療課にお問い合わせください。

- ① 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方
- ② 主たる生計維持者の収入が30%以上減少した世帯の方

問合せ先 保険医療課 Tel.28-8018

北海道後期高齢者医療広域連合 Tel.011-290-5601